

記入の注意は、調査票の裏面に二通入票の記入方法を詳しく示してあります。記入の際は、必ず裏面に示した通り記入してください。

昭和37年工業統計調査 工業調査票甲

指定統計 第10号

都道府県番号	市区町村番号	事業所番号	調査区番号	(秘)	製 造 品	原 材 料	半 製 品	仕 掛 品	合 計
0	0	0	0		0	0	0	0	0

1 事業所名 ありがな

2 事業所所在地 都道府県以下まで記入して下さい。(電話 局 番)

3 本社または本店名 1の事業所番号と同一の場合は、同上記入して下さい。

4 本社または本店所在地 2の事業所番号と同一の場合は、同上記入して下さい。(電話 局 番)

5 資本金額または出資金額 (会社に限る) 千円単位で記入して下さい。

6 経営組織 1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他

7 他事業所の有無 1 あり 2 なし

8 従業員数 (年12月現在) 男 女 計

9 月別常用労働者数 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

10 現金給与総額 (年間) 常用労働者に対する基本給、請手当および特別に支払われた給与 (請求賞与等) の額

11 原材料、燃料、電力の使用額および委託生産費 (年間)

12 (10+11)の金額

13 製造品、原材料、燃料の在庫額および半製品、仕掛品

14 有形固定資産

15 製造品の出荷額、在庫額等

16 (イ、ハ、ニ)の合計金額

17 内国消費税額 (年間)

18 (16-17)の金額

通商産業省

記入注意

- 一般事項**
- この調査は、わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものであります。
  - 調査期間が年間となっている事項については、昭和37年1月1日から12月31日までの期間について記入して下さい。しかし、恒月の帳簿締切日 (たとえば12月25日) がまわっている事業所では、昭和37年12月の帳簿締切日からさかのぼって、1年間の事業について記入しても差しつかえありません。
  - 調査票には、青または黒のボールペンを用いて楷書で読みやすく記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによって記入しても差しつかえありません。
  - 数字は、必ず1、2、3のようなアラビア数字によって記入して下さい。
  - 該当しない欄は、必ず斜線を引いて下さい。
  - 該当事項の記入にあたって、調査票欄に書きつけないときは、補助紙を用いて下さい。この際、調査票には、「以下別紙」と記入するとともに補助紙には、必ず事業所名を記入して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは、補助紙でなく、調査票上の計欄に記入して下さい。
- 個別事項**
- 事業所名 3 本社または本店名 尚ほその他営業上利用している正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。
  - 経営組織 組合とは、法人格をもつた組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めて下さい。
  - 従業員数 (1) 常用労働者であっても、長期欠勤者で、この月においていかなる給与も支給されなかった者は、常用労働者に含めないで下さい。常用労働者については、昭和37年12月31日現在の在籍者を職員と労働者に区別して記入して下さい。(2) 職員とは、技術的、管理的、専門的または書記的職務に従事する者をいい、常務業務に従事する役員も含めて下さい。(3) 労働者とは、職員以外のすべての常用労働者をいい、守衛、小使、給仕等も含めて下さい。(4) 職員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤続した時間の長短に従って、いずれかに含めて下さい。(5) 個人事業主および家族従業員とは、実務にたずさわっていない者および事業主の家族で、手賃いをする程度のもは含めないで下さい。(6) 個人事業主の家族で、常時従業者が普通の給料、賃金を支給されている場合は、常用労働者に含めて下さい。
  - 月別常用労働者数 12月末の数は、8従業員数の職員と労働者の計に一致していなければなりません。
  - 現金給与総額 (1) 所得税、保険料、組合費等を差し引かない前のいわゆる税込の金額を記入して下さい。(2) 常用労働者に対する基本給、請手当とは、労働契約、団体協約、あるいは給与規則等によって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。たとえば、基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当等を含み、昭和37年1年間に実際に支払われた金額および同期間に支払うべきものとして算定された金額を記入して下さい。(3) 特別に支払われた給与とは、一時的理由に基づいて、特別に支払われた賞与、結婚手当、期末賞与等を含み、昭和37年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。(4) その他の給与とは、常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与、重役賞与および常用労働者に対する賞与以外の現金給与をいい、昭和37年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。
  - 原材料、燃料、電力の使用額および委託生産費 (1) 原材料を使用し中間製品を作り、この中間製品を、さらに製造、加工のために使用した場合は、はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め、あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。(2) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業、林業、水産業、鉱業などの原始産業活動によって自産自取したもの使用額も見積り額によって記入して下さい。(3) 原材料使用額には、燃料以外のすべての製造、加工用の原材料を含めて下さい。「工場維持用の材料、消耗品」には、工場建物の修繕、機械の小修理に用いた材料、耐用年数1年以上の工具、器具および備品、機械油その他作業用および事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築、増築、機械または設備の新設、拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。(4) 燃料として使用される物質でも、原材料として使用された場合は、燃料使用額に含めないで、原材料使用額に含めて下さい。たとえば、コークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油等は原材料使用額に含めて下さい。(5) 同一企業に属する2以上の工場に分散している自家用火力発電所の使用した石炭、石油等は、昭和37年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所まで一括して燃料使用額に含めて下さい。(6) 電力使用額には、従量制の購入電力と定額型の購入電力をあわせて使用した場合は、数量の欄には従量制による使用キロワット時のみ、金額欄には従量制に対する料金の合計金額を記入して下さい。同一企業の2以上の工場に分散している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力は昭和37年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において、15日品別製造品出荷額に記入して下さい。
  - 委託生産費とは、原材料を供給しなくても他に製造を依頼したものの注文製造品の代金を含めないで下さい。
  - 製造品、原材料、燃料の在庫額および半製品、仕掛品 (1) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫額は含めないで下さい。(2) 金額は、帳簿簿価によって記入して下さい。これにより異なる場合は、それぞれ年初および年末の見積り額によって下さい。

- 製造品の年末在庫額は、15日品別製造品在庫額計に一致していなければなりません。
- 有形固定資産 (1) 金額は、帳簿簿価によって記入して下さい。これにより異なる場合は見積り額 (取得時または購入時) によって下さい。(2) 年初現在高 減価償却を行って行なっている場合は、その資産の年初の帳簿簿価、減価償却を間接法によって行なっている場合は、その資産の取得時から昭和36年末までの減価償却の累計額を差し引いた低額を記入して下さい。(3) 取得額 (4) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れ、あるいは建設費助成からの振替は、その資産の取得の際の帳簿簿価あるいは振替の際の簿価を記入して下さい。この事業所が使用するために、外債から直接に輸入したもの (貿易業者を通じて輸入したものを含む) は中古のものでも新製のものともなします。(5) 建設または自家製作は、その資産の取得の際の簿価によって記入して下さい。(6) 増設、改造、増強等によって既存の資産の帳簿簿価が増加した場合は、その増加額を記入して下さい。(7) 資産再評価による固定資産の増加は、記入しないで下さい。(8) 除却 (9) 売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引渡しまたは滅失によって、その資産が、帳簿から除却された場合は、減価償却を間接法によって行なっている場合は、除却の際の帳簿簿価、減価償却を間接法によって行なっている場合は、取得時から除却のときまでの減価償却の累計額を差し引いた低額を記入して下さい。(10) 災害等による部分的損失に伴い、その資産の帳簿簿価が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。
- 減価償却額 減価償却を間接法によって行なっている場合は、有形固定資産勘定から控除された金額を、間接法によって行なっている場合は減価償却引当金に加えられる金額を記入して下さい。
- 建物、構築物 (1) 建物には、工場および事務所のほか、社宅、その他経営用建物 (構外のものを除く) ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の付属設備を含めて下さい。(2) 構築物には、ドック、橋、堤防、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに橋脚、引揚等の築地 (減価償却の対象となるものに限る) を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。
- 機械、装置 (1) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤー、ホイスト、起重機 (建物に付属するものを除く) 等の運搬設備、その他の付属設備も含めて下さい。(2) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等 (3) 船舶には、船舶および水上運搬具、車両運搬具には、鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具 (牽引用および牛を含む) を記入して下さい。(4) 工具、器具、備品等には、容器を含み、耐用年数1年以上かつ1万円以上のものを記入して下さい。
- 土地 土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農圃等の経営用用地 (構外のものを除く) を含めて下さい。
- 15日品別製造品出荷額 (1) 昭和37年1年間に、この事業所から出荷された製造品の全部を所定の商品分類表の品目別に記入して下さい。(2) 委託生産に出したものは、12月31日までに戻り済みとなっていないものも含めて下さい。ただし、昭和36年内に出荷したもので昭和37年に入って返品となったものは差し引いて下さい。(3) 金額は、内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷額とし、また、割引、引当されたものは、その分を差し引いた販売実績によって下さい。出荷済みでも、販売実績の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもののについては、見積り額によって下さい。
- 15日品別製造品在庫額 (1) この事業所の所有に属する製造品の昭和37年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。(2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものは含めないで下さい。
- 加工費収入額 この調査において、加工というのは、他から支給された主要原材料によって製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工、処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限ります。したがって、普通に加工業と称される業種に属する事業所でも、自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の製造品となりますから、これは、15日品別製造品出荷額に記入して下さい。
- 修理料収入額 (1) 修理料収入額は、他人のものを修理して受け取った修理料および受けとるべき修理料を記入して下さい。(2) 船舶の修理、航空機および航空機用原動機、オーバーホールについては、修理料として自己所有の材料による場合は、15日品別製造品出荷額に、原材料の支給を受けた場合は、15日加工費収入額に記入して下さい。
- 主要原材料名 たとえば、棉花を購入して綿糸を作り、この綿糸から織物を製造する場合は、最初購入した棉花を記入するのであって、綿糸を記入するものではありません。また、他の工場で作られた機械用鋼材を購入、または支給され、これを機械加工して機械の製造を行う場合は、この機械用鋼材を記入して下さい。
- 作業工程 15日製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品および加工品のうちおもなものについて、この事業所の作業の工程を、段階的に説明して下さい。2項以上の製造品のある製品については、そのうちいずれの方法によっているか、また自動機によっているか、手作業によっているかなどの要点を明確に記入して下さい。